

平成22年5月24日現在

研究種目：：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530046
 研究課題名（和文） 労働紛争の調整システムにおける理論基盤および調整技法の研究
 研究課題名（英文） Study on the fundamental theory for Labor Dispute Resolution System and the Resolution Method

研究代表者 野田 進
 (NODA SUSUMU)
 九州大学・大学院法学研究院・教授
 研究者番号：90144419

研究成果の概要（和文）：日本では、個別的労働紛争の増加が深刻な問題となっており、その解決のためのシステムと解決技法が重要な課題となっている。本研究では、我々はヨーロッパおよび東アジアのADRについてフィールドワークとインタビューを行い、各制度の国際比較を試みた。それらを、機能的比較の方法により、日本の解決システムの特徴を明らかにし、個別的労働紛争の解決の有効なシステムと解決技法を示した。

研究成果の概要（英文）：Japan has a so serious problem of individual labor disputes, that the resolution system and method for these disputes are important subject which now confronts us. For this problem, we tried researches by fieldworks and interviews at the foreign and various ADR systems for labor dispute and studied by a comparative analysis. By these researches, we clarified the features and weak points of Japan's system, and pointed out the most effective resolution system and methods for individual labor disputes.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：労働紛争、ADR、あっせん、調停、調停技法、比較法、東アジア、ヨーロッパ

1. 研究開始当初の背景

（1）労働関係は、継続的關係であることを特質とすることから、労使間の紛争は、あっせん、和解、調停等による調整的解決が望ましい。わが国では、裁判所、労働委員会、その他の行政機関において、労働関係紛争の

多様な調整システムが準備されている。

（2）すなわち、個別労働紛争の解決システムの全体像は多様で複雑なものとなっており、主なものだけでも、①2001年10月に個別労働関係紛争解決促進法にもとづき発足した、都道府県労働局で行われるあっせん

制度、②平成 18 年から実施されている労働審判制度、③道府県労働委員会で実施されるあっせん制度などが開始された。また、それとは別に、東京都や福岡県では自治体の知事部局が労働相談とあっせんを実施している。このように、紛争解決機関の種類は充実しているが、相互の関連や相違点が明確でなく、また体系的・理論的な整理がついていないために、不整合が生じ、または制度間の重複など無駄の多いシステムとなっている。利用者側においても、いずれのシステムによるべきかが不明確となり、有効利用の妨げとなるおそれがあると考えられた。

2. 研究の目的

そこで本研究では、第 1 に、労働紛争の調整システムの法的位置づけと各手続の運用実態の調査を踏まえて、これらの体系的整備のための理論研究を第 1 の目的とした。すなわち、特に個別労働紛争の解決システムのあり方として、いかなる制度が、いかなる特色と制度的連関により、紛争解決に取り込むのが妥当かという、制度システムの機能的観点からの基礎理論考察を第 1 の課題とした。

第 2 に、上述の体系的・理論的な不明確さは、実践的意味での調整技法に影響を及ぼしており、各制度の調整担当者は、各々の制度の体系的・理論的な意味付けについて明確な理解をなさないまま、独自の学習や創意工夫により、自己流の調整技法の開発を行うにすぎない。そこで、労働紛争の各調整システムの相違や関連性を踏まえて、各システムに適合的な調整技法を検討し、これを実践するための研究を実施することとした。

3. 研究の方法

(1) 研究方法の設定

わが国の労働紛争の調整システムは、上記のように、特に個別的労働関係紛争において、種々の機関による多様な方式から構成されているが、相互の関連を意識することなく、継ぎ足し的に形成されてきたものであった。そのために、それぞれの調整システムにおいて、それがいかなる理論基盤に位置し、どのような調整技法が期待されているのか、明らかであるとはいえない。その結果として、各調整の実際には、ともすれば個人的な担当者の情熱や自己流の技法によって活動に従事せざるを得ない状況にあった。

こうした状況のもとで、規範あるいはモデルとなる労働紛争の調整の理論ないし技法を求めるためには、国内規範の研究では限界があり、諸外国の法制度とその実施状況を調査する必要がある。それらの比較法あるいは比較制度論的な考察により、規範的な方向性を見定め、それをわが国の諸制度に当てはめることにより、理論形成を図ることが可能と

なる。

そこで、本研究においては、わが国の抱える問題に有益と考えられる諸外国の ADR 機関について、制度研究とともに、活躍する実務家に対してインタビュー調査を試みることを基本的な方法とした。

すなわち、第 1 に、フランス、イギリス、フランスの、労働紛争について完成された調整制度を有する諸国の労働紛争処理関係機関を訪問し、ヒアリングや文献・資料等の収集により、諸制度の機能と手法の実態(運営実態、意義、問題点)について、調査することができた。フランスでは、複数の労働審判所を訪問して、調停部の運用実態、調停部と判定部との関連などについて詳細な情報を得た。イギリスでは、雇用審判所、雇用控訴審判所、および ACAS (助言調停仲裁局) を訪問し、特に紛争解決の場面における ACAS と雇用三番書との連携の実情や「申立前調停」の制度について、詳細な情報を得た。

第 2 に、日本と近似する問題状況にあると考えられる、東アジア諸国の ADR について労働 ADR 機関を訪問し、文献調査による下調べの上で、実情調査とインタビュー調査を行った。すなわち、中国では、調停および仲裁の制度について、広州、上海の仲裁院を訪問し、インタビュー調査により実情と課題をお伺いした。台湾では、地方政府による紛争解決と特に民間委託によるあっせん制度を調査した。韓国では、労働委員会による不当解雇救済制度について中労委および複数の地労委で調査を行い、詳細な情報を得た。

さらに、第 3 に、本研究の問題意識、すなわち各紛争解決システムにおける、調整的解決の意味や調整技法については、ほとんど論じられてこなかった。これまで試みられたのは、労働委員会での集団的紛争に限定されたものであり、また本研究が意図する、労働紛争全体を俯瞰し、調整技法の研究にまで論を及ぼすものではなかった。そこで、上記の比較法的な調査・研究と併行して、わが国労働紛争における、調整的解決の意味や調整技法について、共同研究により理論基盤を構築する必要がある。そこで、実情調査と理論面から、その理論構築を図ることとした。

また、基礎理論の構築にあたっては、それが現実の実務から逸脱することのないように、実証的分析のために紛争調整の現場からの情報収集や意見が必要であると考えた。そこで、国の労働局や都道府県労働委員会の担当者に対するヒアリングや意見聴取も併せて実施した。

4. 研究成果

以下の点を明らかにすることができた。

(1) まず、わが国の労働紛争解決の実情として、次の点を指摘できる。

個別労働紛争においては、全体として、紛争解決機関の受理件数は増加しており、今後さらにも増加することが予想されるが、各紛争解決機関は紛争の増加に対処することに困難を強いられており、または、近い将来困難に見舞われることが予想される。

一方で、集団的労働紛争においては、量では受理件数の減少、内容面では個別紛争化が顕著である。こうした状況の下、限られた物的・人的資源の中で、紛争の増加に対処でき、かつ適正な解決を提供しうる紛争解決システムへの構造改革が求められている。

(2) そこで、国際比較の実証研究からすると、日本の労働紛争解決システムは、次のような問題を指摘することができる。

①紛争増加の背景 日本でも、個別労働関係紛争の増加の傾向が見られるが、国際比較の観点では、他の東アジア諸国と比較して、極度に件数が少ない。今後、受理件数が増加するとみるのが自然であり、増加しないとすれば、むしろ紛争解決システムに問題があると言ふべきである。

②裁判所とADRの共存と連携不備 日本では、他の諸国と異なり、前置主義や強度の関連などの、司法救済と行政ADRとの連携が行われず、かつイギリスのような審判制度と行政ADRとの連携もない。

③行政ADR内部の二重あっせん 中央政府の地方出先(労働局)と地方自治体(道府県)とが、ともに公的で調整的なあっせんという共通の特徴を持つ紛争解決を行っており、その意味で二重であり、ここでも相互の連携がない。

④紛争解決の担当者 公労使三者構成のタイプ、調整担当者の人選などが多彩であるが、その分、全体として労働紛争解決について基本となる一貫した政策原理が見えず、便宜的な人材登用である。

⑤労働委員会による個別紛争あっせんの特異性 公労使三者構成のあっせん制度が設置されている点、および、労使の委員が公益的立場に立つ正規のあっせん員とされている点も、東アジアでは他に例がない。

⑥調整方法の特色 あっせんが、交替での別室あっせん方式でなされるのが一般的であり、他の諸国のような対面方式が採用されていない。労働審判だけが例外。

⑦実体法 労働契約法は、個別紛争の争点について、規定が不十分なだけでなく、規定された解雇、懲戒等の濫用についても、要件面では、解雇の正当事由が明確でなく、また効果面では、金銭解決が選択肢として予定されていない。ゆえに、労働契約法はADRの紛争解決の解決ツールとしてははなはだ使いにくい法律である。

⑧労働委員会 多くの労働委員会の調整業務は個別労働関係紛争であるのに、依然

として法制度上は集団的労働紛争の解決機関とされており、制度の位置づけと実体との間に齟齬が生じている。労働委員会制度の根拠について立法改革が必要である。

(3) 以上を前提に、わが国の労働紛争解決システムは、要約、次の点に留意した改革の必要がある。

第1に、なによりも、各労働紛争解決制度について、連携と関連づけを図る必要がある。行政ADRの紛争調整を義務的前置として、労働審判の判定的解決を認めるなどの、実質的関連が必要である。

第2に、その際に、紛争解決の心理面・効率面の配慮による修復的解決をめざすことが必要である。紛争は、できるだけ初期段階で、あっせん等により修復させ、その方法がうまくいかない事案に限って審判等の判定的解決を提供するのが望ましい。

第3に、制度経済も考慮すべきである。同じあっせんという解決を行う機関が、無関連に重複して設置されているのも問題であり、実質的な連携や統合を図るべきである。

第4に、労働委員会はそれを労組法の中に位置づけるべきではなく、労組法から切り離して、独立した労働紛争解決手続法を設置して、その中に位置づけるべきである。

第5に、労働委員会の個別紛争解決については、最低限の通則法が必要であり、それらとあわせて、集団的紛争、個別的紛争、判定的解決、調整的解決全般に関する規則を定める「労働委員会法」の構想が不可欠と考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計13件)

①野田進「あっせん技術論」季刊労働法(査読なし)228号(2010年)104頁-113頁

②野田進「台湾における労使紛争解決制度と民間委託あっせん」季刊労働法(査読なし)227号(2009年)188頁-198頁

③野田進「韓国における不当解雇等の労働委員会による救済」(単著)季刊労働法(査読なし)226号242頁-251頁(2009年9月)

④野田進「あっせん制度の手続」季刊労働法(査読なし)225号(2009年)171頁-179頁

⑤野田進「中国における労働紛争の裁判外解決システム」(単著)季刊労働法(査読なし)224号53頁-62頁(2009年3月)

⑥野田進「あっせんにおける労契法 16 条の逆作用」季刊労働法 223 号 132 頁-138 頁 (2008 年) 査読無し

⑦野田進「メンタルヘルス関係労働紛争の『解決』」季刊労働法 222 号 197 頁-203 頁 (2008 年) 査読無し

⑧野田進「フランスにおける個別紛争の調整的解決」(単著) 季刊労働法 (査読なし) 221 号 210 頁-217 頁 (2008 年)

⑨野田進「あっせん内容における『適正』性」季刊労働法 220 号 168 頁-176 頁 (2008 年) 査読無し

⑩野田進「労働審判における『調停的審判』の問題」月刊労委労協 625 号 (2008 年) 3 頁-16 頁

⑪野田進労働審判と労働契約法」(単著) ジュリスト (査読なし) 1331 号 50 頁-60 頁 (2007 年)

⑫野田進「金銭解決の功罪」季刊労働法 218 号 211 頁-216 頁 (2007 年) 査読無し

⑬野田進「労働委員会からみた労働審判制度」月刊労委労協 612 号 (2007 年) 3 頁-11 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

野田進「東アジア労働紛争解決システムと日本の位置」日本労働法学会 119 回大会 2010 年 5 月 16 日名古屋大学にて開催

〔図書〕(計 1 件)

野田進「第 8 章 労働紛争解決の中国的スタイル」山下昇・龔敏編著『変容する中国労働法』(九州大学出版会、2010) 121 頁-142 頁

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野田 進 (NODA SUSUMU)

研究者番号：90144419

(2) 研究分担者

小林 久子 (KOBATASHI HISAKO)

研究者番号：50336038

(3) 連携研究者

()

研究者番号：